

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 高額介護サービス費等の支給及び食事の標準負担額等の減額認定等の運用について（通知）

（合計 本紙含め6枚）

vol. 73

平成12年5月2日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

老介第5号
平成12年5月2日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険課長



高額介護サービス費等の支給及び食事の標準負担額の減額認定等の運用について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第2項第2号に規定する標準負担額、法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額居宅支援サービス費並びに介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第4項に規定する厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに特定標準負担額に係る支給要件等については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第22条の2及び第29条の2、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第79条の2から第79条の5まで（第171条の2において準用する場合を含む。）及び第83条の2から第83条の4まで、介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額（平成12年3月厚生省告示第62号。以下「標準負担額告示」という。）、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成12年3月厚生省告示第63号。以下「旧措置入所者保険給付割合告示」という。）並びに介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額（平成12年3月厚生省告示第64号。以下「特定標準負担額告示」という。）において明らかにしているところであるが、その運用の詳細については下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1. 高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給事務の運用の詳細について

（1）施行令第22条の2第4項及び第29条の2第4項の適用について

月の途中で生活保護が開始された被保護者に対する施行令第22条の2第4項及び第29条の2第4項の適用は、当該月の初日にさかのぼって行われるものとすること。

(2) 市町村民税世帯非課税者に対する施行令第22条の2第5項第1号及び第29条の2第5項第1号の規定の適用について

施行令第22条の2第5項第1号又は第29条の2第5項第1号に掲げる者に該当するかの判断は、高額介護サービス費又は高額居宅支援サービス費の支給の対象となるサービスの利用があった月ごとに、それぞれの月の初日において当該被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員の、同日における課税状況により行うものとすること。

(3) 要保護者に対する施行令第22条の2第5項第2号及び第6項並びに第29条の2第5項第2号及び第6項の規定の適用について

- ① 要保護者である被保険者が、施行令第22条の2第5項第2号若しくは第6項又は第29条の2第5項第2号若しくは第6項の規定の適用を受けるに当たっては、当該被保険者について生活保護の保護申請が却下され、又は生活保護が廃止され、かつ、これらの規定を適用することが必要であると認められたことが前提となるが、これらの場合におけるこれらの規定の適用は、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日にさかのぼって行われるものとすること。
- ② ①の場合における施行令第22条の2第5項第2号若しくは第6項又は第29条の2第5項第2号若しくは第6項の規定の適用は、これらの規定の適用が開始された年度の翌年度の5月末日まで継続するものとすること。

2. 標準負担額の減額認定の運用について

(1) 市町村民税世帯非課税者に対する減額認定について

- ① 施行規則第79条の2第1号に掲げる者（②において「市町村民税世帯非課税者」という。）に係る同条に規定する市町村の認定（以下「減額認定」という。）は、施行規則第79条の3に基づく申請書の提出が行われた日（申請日）において当該被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員の、申請日における課税状況により行うものとすること。
- ② 市町村民税世帯非課税者に対する減額認定は、申請日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとすること。

(2) 施行規則第79条の2第2号に掲げる者に対する減額認定について

要保護者である被保険者が、施行規則第79条の2第2号に掲げる者として標準負担額の減額を受けるに当たっては、当該被保険者について生活保護の保護申請が却下され、又は生活保護が廃止され、かつ、標準負担額の減額

が必要であると認められたことが前提となるが、これらの場合における減額認定は、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された日が属する月の初日にさかのぼって行われるものとすること。

(3) 被保護者に対する減額認定について

被保護者に対する減額認定は、保護が開始された日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとすること。

(4) 認定証の有効期限

施行規則第79条の3第4項に規定する認定証の有効期限は、減額認定の発効日の属する年度の翌年度の5月末日まで（減額認定の発効日の属する月が4月又は5月である場合（施行規則第79条の2第2号に掲げる者に対する減額認定の場合を除く。）にあっては、当該月の属する年度の5月末日まで）とすること。

3. 旧措置入所者に係る利用者負担の減免の手続等について

(1) 利用者負担の減免の申請

旧措置入所者保険給付割合告示の表の上欄の2の項、3の項又は4の項に規定する者に対する同表の下欄の割合（百分の九十を超える割合に限る。）の適用（以下「利用者負担の減免」という。）は、旧措置入所者からの申請に基づいて行うものとすること。

(2) 利用者負担の減免の認定

- ① 旧措置入所者保険給付割合告示の表の上欄の2の項及び3の項に規定する市町村民税世帯非課税者に係る利用者負担の減免の認定は、(1)の申請書の提出が行われた日（申請日）において当該旧措置入所者が属する世帯の世帯主及び世帯員の、申請日における課税状況により行うものとすること。
- ② 旧措置入所者保険給付割合告示の表の上欄の2の項及び3の項に規定する者に係る利用者負担の減免は、申請日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとすること。
- ③ 被保護者に係る利用者負担の減免は、保護が開始された日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとすること。

(3) 利用者負担の減免を証する書面

- ① 市町村は、利用者負担の減免の認定を行ったときは、当該認定が行われた

旨を証する書面（様式は別添様式の例によるものとする。）を旧措置入所者に対して交付すること。

② ①の書面の有効期限は、利用者負担の減免の適用開始日の属する年度の翌年度の5月末日まで（利用者負担の減免の適用開始日の属する月が4月又は5月である場合には、当該月の属する年度の5月末日まで）とすること。ただし、平成12年度中に交付する書面の有効期限は、平成13年5月末日までとすること。

4. 旧措置入所者の特定標準負担額の減額認定の運用について

(1) 市町村民税世帯非課税者に対する減額認定について

施行規則第171条の2第1項において準用する施行規則第79条の2第1号に掲げる者に係る特定標準負担額の減額認定については、2. の(1)を準用すること。

(2) 施行規則第171条の2第1項において準用する施行規則第79条の2第2号に掲げる者に係る減額認定について

施行規則第171条の2第1項において準用する施行規則第79条の2第2号に掲げる者に係る特定標準負担額の減額認定については、2. の(2)を準用すること。

(3) 被保護者に係る減額認定について

被保護者に係る特定標準負担額の減額認定については、2. の(3)を準用すること。

(4) 認定証の有効期限

施行規則第171条の2第2項において準用する施行規則第79条の3第4項に規定する認定証の有効期限は、減額認定の発効日の属する年度の5月まで（減額認定の発効日の属する月が4月又は5月である場合（施行規則第171条の2第1項において準用する施行規則第79条の2第2号に掲げる者に対する減額認定の場合を除く。）には、当該月の属する年度の5月末日まで）とすること。ただし、平成12年度中に交付する認定証の有効期限は、平成13年5月末日までとすること。

別添様式

(表面)

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 (特別要護老人ホームの旧接置入所者に関する認定証)					
交付年月日 平成 年 月 日					
被 保 険 者	番 号				
	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性 別	男・女	
	着用年月日	平成 年 月 日から			
有効期限	平成 年 月 日まで				
減額・免除等認定事項	給付率 / 100				
保険者番号 並びに保険者 者の名称及び印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				

(裏面)

- 注意事項
- 一 特定介護老人福祉施設から指定介護福祉施設サービスを受けたときは、必ず事前に、この認定証を施設の窓口に提出してください。
 - 二 指定介護福祉施設サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（食事に要する費用を除く。）から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、食事に要する費用については、一日につき定額の標準負担額又は減額された特定標準負担額となります。
 - 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除等の認定の条件に該当しなくなつたとき、減額・免除等の認定証の有効期限に至ったとき、又は特定介護老人福祉施設を退所したとき（引き続き他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
 - 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。
 - 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。